

官民データ活用の推進に関する意見

平成 29 年 4 月 25 日
規制改革推進会議

1. 改革の必要性

民間部門、国及び地方公共団体の保有する様々なデータの活用は、成長戦略における最重要課題である。これを踏まえ、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正がなされ、個人情報加工して活用するためのルールの整備などが行われた（本年 5 月 30 日施行）。また、昨年 12 月に官民データ活用推進基本法が成立し、政府における推進体制の整備も進められている。

こうした中、地方公共団体の保有する個人データの活用に関して、総務省の「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会」で検討が進められてきた。本年 3 月の第 5 回会合で公表された報告書（案）では、「同じデータのある地方公共団体からは提供されたが、別の地方公共団体からは対応できないといった状況となった場合、民間としては使いにくい仕組みになってしまうとの指摘」などを踏まえ、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入において、民間部門及び国と整合的なものとすべき（非識別加工情報の定義、加工の基準等は「同等の内容であることが望ましい」との指摘がなされている。一方、そのルール整備については、地方公共団体の条例に委ねる方針をとり、モデル条例案が提示されている。

しかし、こうした新たな非識別加工・活用に関するルールの整備を地方公共団体の条例に委ねることとすれば、条例の内容や運用に差異が生じる可能性は否めず、また、条例が整備される時期も各地方公共団体の事情次第でばらつきが生ずることが考えられる。結果として、危惧されているような「同じデータのある地方公共団体からは提供されたが、別の地方公共団体からは対応できないといった状況」が生ずる可能性が考えられる。

また、一旦、地方公共団体ごとに差異のある形で条例の整備が進められれば、その差異を解消することは困難となる可能性も考えられる。しかし、総務省においては、これまで、こうした個人データの活用に係るルール整備の在り方について、地方公共団体との間で十分な意見交換を行ってきたとは評価できない。

一部の地方公共団体からは、まさにこうした危惧を理由として、個人データの活用に関し「立法措置による解決」を求める意見表明もなされている。

2 . 改革の具体策

(1) 非識別加工・活用に関するルール整備の在り方

総務省は、地方公共団体における非識別加工・活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方公共団体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設けるべきである。

また、当面は先進的な地方公共団体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方公共団体の意向を十分に踏まえて検討していくべきである。

(2) 共同受託機関及び公的な事前相談窓口の設置

地方公共団体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、総務省は、地方公共団体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行うべきである。また、総務省及び個人情報保護委員会は、協力して、地方公共団体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設けるべきである。

国の行政機関等や民間企業などにおいても同様の問題が想定されることから、個人情報保護委員会は、これらを対象とする公的な事前相談窓口を整備すべきである。